

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年8月25日（月）午後1時30分から

3、出席委員（20人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第16号 農地法第4条許可申請について

議案第17号 農地法第5条許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度第5回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。  
| 本日の総会の出席は全員出席となっています。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定  
| により総会は成立しております。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは異議はないということですので、3番の東郷 輝昭委員と4番の木原 光郎委員を指名致します。  
宜しくお願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局 会務報告と説明

議長 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし

議長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。  
それでは附議事項に入ります。  
議案第16号 農地法第4条許可申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条許可申請、受付番号3号について説明いたします。  
申請人は、Y・KさんでK自治会にお住まいの方です。申請地は田代川原猪鹿倉6557-4、地目は台帳現況とも畑、地積は428㎡。  
転用目的は、農家住宅を建設されるということです。  
位置図は、4から5ページのに記しがしてあるところです。字図が6ページにあります  
が申請地を示した処です。配置図が7ページにありますが、建屋等の配置が示されてい  
ます。  
農地の区分については、農振地内の農用地外となっています。  
農地は、第2種農地のその他の農地で、他のいずれにも該当しない農地に該当するの  
はと思われま  
す。  
調査委員は、14番の猪鹿倉委員となっております。

議長 猪鹿倉委員調査報告をお願いします。

14番猪鹿倉委員 調査報告致します。8月23日に会長、事務局、関係者の立会いのもと現地調査の予定  
でしたが、私の通知書の見間違いで立会が出来なくて、会長をはじめ職員の皆さんに対し  
まして大変失礼しました。どうもすみませんでした。当日の午後から田代支所の農業委員  
会担当者から現地において説明を受け、現地を確認してまいりました。  
現地は田代支所から県道辺塚根占線を花瀬方面へ進み、花瀬大橋を過ぎ、瀬戸口の大藤  
橋を渡ったところの猪鹿倉地区であります。  
Y・Kさんは、ブローラーを経営しており、優秀な成績を収められているようでござい  
ます。このたび農家住宅を新築するという事で、農地法第4条許可申請がなされたもの  
でございます。  
申請地の周囲の状況は、北側、東側、南側に農用地が広がっていますが、山林及び住宅  
地等で分断されており、一段の集団的なまとまりは無いと判断されます。  
このようなことで将来有望な若い農業者が、郷土で農業を営むために農家住宅を建設す  
ることは、やむを得ないものと判断致しました。  
以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告を頂きましたが、質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思いま  
す。

安水委員 周囲に畑がありますが、その地主さんとは話はしてありますか。

猪鹿倉委員 はい。私も同じE集落でございまして、集落の色々な共同作業の中でこのような建物で  
あると話もしていましたが、周りの異議等は無いと思います。

安水委員 解りました。

議 長 他に。

鈴委員 場所を確認したいと思いますが、申請地の道路脇には小屋があるようですが。

猪鹿倉委員 自分の小屋を建てています。

基委員 補足してよろしいですか。この部分は、2年前に宅地にすると申請があつて農業委員会ではずしたところでした。その後2か月ぐらい後に取り下げがありまして、2年前からこのようなものを作るのですよと思っていましたが、再度ここにするのだという申請だと思います。別に問題は無いのではないかと思います。

猪鹿倉委員 Yさんは、今池田の町営住宅に入っているところです。できるだけ早く家を建てて、集落に入ってきて頂けたら良い事だと思います。

議 長 他にございませんか。

全委員 なし。

議 長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農地法第4条許可申請 受付番号3号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農地法第4条許可申請 受付番号3号は意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。  
議案第16号を終わります。議案第17号 農地法第5条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請、受付番号1号について説明いたします。  
申請人の貸し人は、K・Hさんと神奈川県に在住の方です。借り人は、株式会社 K 代表取締役社長 M・A氏となっております。  
申請地は馬場構山2098-1、地目は台帳現況とも田、地積は1,495㎡です。  
転用目的は、ガソリンスタンド及び斎場の駐車場を建設されるということです。  
位置図は、10ページのに記がしてあるところです。字図が11ページにあります申請地と示した処です。配置図が13ページにあります。建屋等の配置が示されています。  
農地の区分については、平成23年3月24日に開催された農業委員会総会において、農用地除外申請を審議して、平成23年8月3日付をもって農用地除外が認可されたところであり、このようなことから農振地域内の農用地外となっています。  
本件の場合、第1種農地の集落接続施設ということで転用が可能ではないかと思われる。  
調査委員は、10番の平原委員となっております。

議 長 平原委員調査報告をお願いします。

10番平原委員 調査報告致します。8月23日の午前中に会長、事務局で現地調査を致しました。  
申請地はこの地図にありますように、国道269号線の馬場地区のT大根占店の前の農地です。この農地は、これまで耕作放棄地として再三問題になっていたところがございます。農地で貸したいとあっせんに出されても借り手が見つからない処だったようです。  
今回、株式会社 Kが、ガソリンスタンドを建設するという事で話がまとまったようでございます。  
農地の区分につきましては、事務局から説明があつたとおりでございまして、これまで申請地の周辺にはJAの斎場や大型店舗が進出するなど、市街化が形成されつつある地域であります。このようなことを考慮したところ、今回の転用申請についてはやむを得ないものと判断されます。以上で現地調査の報告を終わります。宜しくお願いします。

議 長 只今の調査報告について質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議 長 ないようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農地法第5条許可申請 受付番号1号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農地法第5条許可申請 受付番号1号は意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。  
議案第17号を終わりまして、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について受付番号72号から77号までを提案します。  
受付番号72号と73号の貸人は、M・SさんK自治会の方です。  
申請地は、田代川原大平4871-3、地目は畑、地積は1,039㎡。  
次に田代川原大平4877-2、地目は畑、地積は1,927㎡となっています。  
期間は、平成23年9月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借ということではありません。  
借り人は、H・Eさん76歳で、U自治会の方です。  
経営規模は、自作地、小作地はございません。農業機械は管理機を所有されています。  
このようなことで錦江町の基本構想には適合しない部分があります。調査報告は要件について基本構想に沿った事案であるか報告して頂けたらと思います。  
調査委員は、1番の近川委員となっています。

次に74号の貸人は、A・MさんG自治会の方です。  
申請地は、田代川原羽山2935、地目は畑、地積は5,940㎡です。  
期間は平成23年9月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10万円となっています。  
借り人は、T・Nさん58歳で、B自治会の認定農業者の方です。  
経営規模は、自作地98,538㎡、小作地はございません。茶の専業農家でありま  
す。労働力4で、年間300日の従事日数が記載されています。農業機械については、茶  
に関する乗用防除機、乗用摘採機、摘採前洗浄機等の機械を所有されています。  
調査員は、1番の近川委員をお願いします。

議 長 只今説明のあった受付番号72号から74号まで、近川委員の調査報告を頂きたいと思  
います。

1番  
近川委員 はい。1番。M・SさんとH・Eさんは奥さん同士が姉妹でございまして、米を中心に  
あとは細々とした農業をされています。年齢的にも70歳を超えていらっしゃいます。柿  
をMさんがされていたので、その柿と周りに野菜を作ったりそのような農業をされる  
ということで、そのような関係で何ら問題はないかと思えます。

74号のA・MさんですがT・Nさんとのものですが、T・Nさんはお茶を中心にして  
一生懸命して認定農業者でもありまして取り組んでいらっしゃいます。これも何ら問題な  
いと思えます。

議長 只今72号から74号までの調査報告がありました、質疑に入りたいと思います。何かご質問ご異議のある方はありませんか。

安水委員 Eさんの農業機械の所有は管理機しか書いてありませんが、防除機なども必要ではないかと思われませんが、そこら辺りはどうなのでしょう。

近川委員 Mさんの持っていらっしゃるものを利用したいということです。たいがいの農機具はあります。トラクターも小さいのがあります。

事務局 宜しいですか。先月皆様に町の基本構想の資料を配布したと思いますが、今日も後ほど協議会で利用権設定の取り扱いについて皆様と協議しなければならないところですが、高齢者の場合は青壮年の有無という事項がありまして、この年齢的な部分に私は疑問を持ったところがございます。どうしてもこの利用権設定でやらなければならないものか、そのような要件等について満たす方であるかということです。

牧原委員 権利取得者が農業経営を行い従事すると認められる年齢が70歳を限度としてあるようであるので、70歳以上の農業者にあっては青壮年の従事者がいるものとするところがあるんですが、Eさんの場合は無いですね。

木原委員 兄弟ということではありますが、どうしてもこの契約でやらなければならないのか。やみ小作の解消をするということは理解できますが、利用権設定の要件を満たしていないという感じを私もしましたので、この契約でしなければならないような特別な理由があるのでしょうか。

近川委員 本人が言われるように荒らすより、うちの弟（義理）が作らせてくれということで、作らんかという考え方のようです。

木原委員 それは解りますが、利用権設定までしなければならないものか。  
貸し手が契約を入れたほうが、契約期間が切れたら帰ってくるということで安心できるということで主な義務はここにありますので、そこら辺りがどうなのでしょう。

近川委員 その辺りではないかと思います。

事務局 Eさんがそうされるのは何等問題はないと思いますが、農業委員会に上げてまで行わなければならないのか、その方が要件を満たしていらっしゃいますかということです。  
再調査ということで、農業委員会ではこのようなことでしたということではいかがでしょうか。

落司委員 子供はいないのですか。

事務局 娘さんがいらっしゃいます。

鈴委員 自宅にですか。

事務局 自宅にいます。

鮫島委員 自宅にいたら宜しいのではないですか。

牧原委員 これは労働力2と書いてありますのは奥さんと本人でしょうか。

近川委員 そうです。

牧原委員 娘さんは入っていないのですね。

事務局 入っていません。

牧原委員 保留として再調査でいかがですか。  
雇用の200というのは何でしょうか。

事務局 雇用の200は無いと思います。  
記載間違いのようです。

牧原委員 | 本人が間違っ書かれたのでしょうか。

議 長 | それでは受付番号72号と73号は、保留と致します。  
他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは受付番号74号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全委員賛成でございますので、受付番号74号は原案のとおり決定しました。

次は、T委員本人の案件となっているようですので、T委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 | 受付番号75号の貸し人は、K・NさんでS自治会の方です。申請地は田代麓グミノ木3318-6、地目は畑で地積は4,702㎡です。  
期間は、平成23年9月1日から平成28年12月14日までとなっております。  
小作料は、8万円です。  
借り人はT・Tさん65歳で、T自治会の認定農業者の方です。  
経営規模は、自作地64,168㎡、小作地が70,395㎡となっております。茶の専業農家であります。労働力4で、年間250日の従事日数が記載されています。農業機械については、茶に関する茶用の農業機械を3台、トラック等を所有されています。  
調査員は、8番の鍋委員をお願いします。

議 長 | 鍋委員調査報告をお願いします。

8番鍋委員 | はい。それでは調査報告を致します。今説明がありましたようにK・Nさんの畑は、茶畑でございます。借り手のTさんにつきましては、今話にも出てきましたように農業委員も今度からされる優秀な方であります。青壮年の有無ということもありますが、後継者もいらっしゃいまして茶工場も所有されており、品評会等にも出品されるほど優秀な成績を上げられたり、意欲のある方だと思います。この件につきましては、何ら問題の無いものと考えます。宜しくをお願いします。

議 長 | 只今、調査報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

鈴委員 | 小作料の8万円は、4反歩に対するものですか。

鍋委員 | これは全部です。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようですが質疑を打ち切って採決に入ってもよいですか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは、受付75号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全委員賛成ですので、受付番号75号は原案のとおり決定しました。  
次をお願いします。

事務局 受付番号76号と77号の貸人は、M・MさんでY自治会の方です。申請地は田代麓塩井川1871-1、地目は畑で地積は1,095㎡。次に田代麓塩井川1871-2、地目は畑で地積は1,523㎡です。  
期間は、平成23年9月1日から平成28年12月14日までとなっております。  
小作料は、10a当たり5千円です。  
借り人は、有限会社 Mです。  
経営規模は、自作地はございません。小作地は35,554㎡で早期水稻や普通水稻を栽培されているようです。労働力8で、年間280日の従事日数が記載されています。雇用労働が300計上してあります。農業機械についての記載はございません。  
調査員は、12番の貫見委員にお願いします。

議長 貫見委員調査報告をお願いします。

12番貫見委員 はい。調査報告を行います。受付番号76号と77号の借り人は、有限会社 Mでございます。利用権の期間が9月からとなっておりますが、ここは既に普通水稻を植えられたそうです。これまで3町歩を超える利用権設定を結ばれているんですが、早期水稻と普通水稻を植えられています。まだ植えられていないところもありますが、管理だけはしっかりとされているようです。雇用は8人いますので、雇用対策ということで植えた代表者の話でした。今のところ何ら問題はないと思います。

議長 只今、調査報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

安水委員 地目が畑となっておりますが、水稻を植えられるのですか。

貫見委員 一枚は畑で、一枚は田だそうです。

牧原委員 Mは毎回出てきますが、農業機械は空白ですが。

貫見委員 ありません。

牧原委員 何でされるのですか。

貫見委員 採算に合うか解りませんが、雇用を遊ばせる訳にはいかないということでされています。

牧原委員 機械はリースですか。

貫見委員 営農で。

樋渡委員 ほとんど私どもでやっています。この場所は構造改善で開いたところで、飛び出たところがありましたがそこは畑となっていました。1反歩の方がもともと田で、1反5畝の方は畑で、これを高低差がない1枚に開いたところなんです。最初は畦はありましたが、今は取り去って1枚になっているところなんです。すぐに田に利用できたということで5、6年水稻を植えています。誰が見ても田です。

議長 他にありませんか。

事務局 Mさんの場合はこれまで3町歩の小作地があって耕作放棄地を随分解消して頂いたわけで、今後は田代地区の解消面積が増えてきますね。今年は楽しみにしています。

樋渡委員 まず機械を購入する前に、倉庫まですぐ必要となります。だからそのような土地もない、今貫見委員からあったように時期的に4月から8月ごろまでの期間に従業員遊ばせないために、大型機械を入れるのは少し早いということで、私のところで耕運から田植え、苗など全部引き受けております。今後は米作りだけでなく園芸部門にも入りたいということで、そのようになれば機械化を考えたいという社長の話でした。

黒瀬委員 この方には、私どもの事業にもダイコン、タカナなど運搬をして頂いているところで、それ以外に農協のバレイショを田から選果場まで運んでいただいています。農協の資材をNさんが配布していますが、Nが手に負えないとき従業委員の方がこの仕事をしていらっしゃるようです。

議 長 | 他にはないですか。  
全委員 | 発言なし  
議 長 | ないようですが質疑を打ち切って採決に入ってもよいですか。  
全委員 | はい。  
議 長 | それでは、受付76号から77号について賛成の委員の挙手を求めます。  
全委員 | (全委員挙手)  
議 長 | 全委員賛成ですので、受付番号76号から77号は原案のとおり決定しました。  
以上で議案第18号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用  
集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請についてを終わります。

以上で本日の付議事項を終了いたします。

会長

1 番

2 番

議事録調整者 折久木まり子